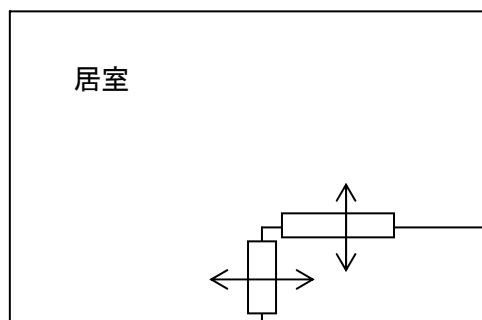


住宅事業建築主の判断の基準に関する Q&A

07 通風の評価に関する内容

質問 07-7 下図のように二開口を壁面に設置する場合は、通風確保の要件の「居室の方位の異なる壁面二面」への設置に該当しますか？【H22.04.09掲載】



回答 07-7 上図では、確かに開口の面している方位は違えられていますが、通風確保の主旨にそぐわないため認められません。理由は、建物の凹部では通風の駆動力である風圧力が同調する傾向にあり、風圧力の変動を考慮しても開口面間の風圧力差を確保しづらく、一定の通風量が確保されるかどうか疑問があるためです。